

添付書類確認シート

下欄①～⑥の書類を申請書に添付してください。

① 本人確認書類

官公庁等から発行されたもの又は法令に基づいて発行されたもので、申請書に記入した氏名、住所、生年月日が記載され、**申請の日**に有効なものの写し(マイナンバーカードは表面のみ、それ以外は表面・裏面ともに必要)

(例) ・運転免許証 ・マイナンバーカード(表面のみ) ・国民健康保険被保険者証

※上記例以外のものを使用したい場合は、申請書提出前に、使用可能な書類が検察庁担当者へお問い合わせください。

被害者本人以外による申請の場合、**申請日前6か月以内**に作成された戸籍(附票を含む)謄・抄本又は除籍謄・抄本(写しは認められません)が必要となる場合があります。

※ 申請人別に、必要な書類は次のとおりです。

被害者本人による申請	一般承継人による申請	法定代理人による申請	弁護士による申請
被害者本人の本人確認書類	一般承継人の本人確認書類 被害者本人との関係を明らかにする除籍謄本	被害者本人の本人確認書類 法定代理人の本人確認書類 被害者本人との関係を明らかにする戸籍謄本又は審判書謄本など	被害者本人の本人確認書類 代理権を証明する委任状など 弁護士法人の場合は担当弁護士を明記

※※ご確認ください※※ 本人確認書類の補足資料が必要となる場合

例えば、結婚や転居などによって、本人確認書類に記載されている氏名、住所の記載事項が被害当時や現在と異なっている場合には、以下のような補足資料が必要となります。

【氏名が異なる場合】

支給対象被害者との関係(同一人か否かなど)の確認ができず、給付ができなくなる可能性があります。このような事態を防ぐため、**変更過程がすべて確認できる戸籍謄本又は抄本**の提出をお願いします。

【住所の変更のみの場合】

住民票の写し、申請書に記載された氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている**公共料金の領収書の写し**などが必要となります。

② 被害状況別紙

「記入要領・記入例」を参考に「被害状況別紙」に被害状況を記入してください。多数ある場合は、適宜コピーをして使用してください。なお、札幌地方検察庁ホームページからもダウンロードできます。

③ 被害金額が確認できる書類

被害金額を証明できる**預(貯)金通帳、手帳、メモ、日記などの写し**を添付してください。これらの書類がない場合には、②の「被害状況別紙」に被害状況をできるだけ詳しく記載してください。

④ てん補又は賠償を受けた金額が確認できる書類

お金などをだまし取った犯人又はその弁護人などから一部被害弁償等を受けている場合は、**その金額を特定できる示談書や領収証、通帳などの写し**を添付してください。

⑤ 他の申請人との間で合意があることが確認できる書類

他の申請人又は申請人となるべき者との間で、各人が支給を受けるべき被害回復給付金の額の割合について合意があるときは、その**合意書面などの写し**を添付してください。

⑥ 申請人名義の預(貯)金口座であることが確認できる書類

通帳(金融機関・支店名、預金種目、口座名義人、口座番号等が記載されている部分)の写し又は**キャッシュカードの写し**(名義人、口座番号等が読み取れるように作成願います)を添付してください。

⑦ 郵送前の最終確認

送付された上記①～⑥の添付書類は、全て返却することができません。書類原本の誤送付判明などに伴う返却要請があっても一切応じかねますので、送付に際しては十分注意してください。